

議事日程(第2号)

平成30年2月28日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第8号 平成30年度対馬市診療所特別会計予算
- 日程第2 議案第9号 平成30年度対馬市国民健康保険特別会計予算
- 日程第3 議案第10号 平成30年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第4 議案第11号 平成30年度対馬市介護保険特別会計予算
- 日程第5 議案第12号 平成30年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計予算
- 日程第6 議案第13号 平成30年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算
- 日程第7 議案第14号 平成30年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算
- 日程第8 議案第15号 平成30年度対馬市水道事業会計予算
- 日程第9 議案第16号 対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第17号 対馬市教職員住宅管理及び使用料条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第18号 対馬市酒井豊育英資金貸付基金条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第19号 対馬市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第20号 対馬市介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第21号 対馬市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第22号 対馬市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第23号 対馬市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第24号 対馬市へき地保育所条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第25号 対馬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- 日程第19 議案第26号 対馬市児童厚生施設条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第27号 対馬市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第28号 対馬市都市公園条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第29号 対馬市手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第30号 対馬市指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例
- 日程第24 議案第31号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について
- 日程第25 議案第32号 対馬市過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第26 議案第33号 海岸保全区域内公有水面の埋立てについて（貝鮒海岸）
- 日程第27 議案第34号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（尾崎地区）
- 日程第28 同意第1号 対馬市教育委員会委員の任命について
- 日程第29 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第8号 平成30年度対馬市診療所特別会計予算
- 日程第2 議案第9号 平成30年度対馬市国民健康保険特別会計予算
- 日程第3 議案第10号 平成30年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第4 議案第11号 平成30年度対馬市介護保険特別会計予算
- 日程第5 議案第12号 平成30年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計予算
- 日程第6 議案第13号 平成30年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算
- 日程第7 議案第14号 平成30年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算
- 日程第8 議案第15号 平成30年度対馬市水道事業会計予算
- 日程第9 議案第16号 対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第17号 対馬市教職員住宅管理及び使用料条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第18号 対馬市酒井豊育英資金貸付基金条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第19号 対馬市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第20号 対馬市介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第21号 対馬市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係

- る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第22号 対馬市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第23号 対馬市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第24号 対馬市へき地保育所条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第25号 対馬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第26号 対馬市児童厚生施設条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第27号 対馬市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第28号 対馬市都市公園条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第29号 対馬市手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第30号 対馬市指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例
- 日程第24 議案第31号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について
- 日程第25 議案第32号 対馬市過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第26 議案第33号 海岸保全区域内公有水面の埋立てについて（貝鮚海岸）
- 日程第27 議案第34号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（尾崎地区）
- 日程第28 同意第1号 対馬市教育委員会委員の任命について
- 日程第29 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

---

出席議員（19名）

1番 坂本 充弘君	2番 伊原 徹君
3番 長郷 泰二君	4番 春田 新一君
5番 小島 徳重君	6番 吉見 優子君
7番 船越 洋一君	8番 淵上 清君
9番 黒田 昭雄君	10番 小田 昭人君
11番 山本 輝昭君	12番 波田 政和君

13番 齋藤 久光君

14番 初村 久藏君

15番 大浦 孝司君

16番 大部 初幸君

17番 作元 義文君

18番 上野洋次郎君

19番 小川 廣康君

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長	糸瀬 美也君	次長	阿比留伊勢男君
課長補佐	梅野 浩二君	係長	柚谷 智之君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	比田勝尚喜君
副市長	桐谷 雅宣君
教育長	永留 和博君
総務部長	有江 正光君
総務課長	松井 恵夫君
しまづくり推進部長	阿比留勝也君
観光交流商工部長	俵 輝孝君
市民生活部長	根メ 英夫君
福祉保険部長	仁位 孝良君
健康づくり推進部長	福井 順一君
農林水産部長	西村 圭司君
建設部長	佐伯 廣教君
水道局長	大浦 展裕君
教育部長	須川 善美君
中対馬振興部長	平山 祝詞君
上対馬振興部長	園田 俊盛君
美津島行政サービスセンター所長	神宮 喜仁君
峰行政サービスセンター所長	佐伯 正君

上県行政サービスセンター所長 .....	多田 幸喜君
消防長 .....	永留 弘和君
会計管理者 .....	阿比留 保君
監査委員事務局長 .....	小島 勝也君
農業委員会事務局長 .....	庄司 智文君

---

午前10時00分開議

○議長（小川 廣康君） おはようございます。

配付しております議事日程第2号により、本日の会議を開きます。

---

日程第1. 議案第8号

日程第2. 議案第9号

日程第3. 議案第10号

日程第4. 議案第11号

日程第5. 議案第12号

○議長（小川 廣康君） 日程第1、議案第8号、平成30年度対馬市診療所特別会計予算から日程第5、議案第12号、平成30年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計予算までの5件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。健康づくり推進部長、福井順一君。

○健康づくり推進部長（福井 順一君） ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第8号及び議案第12号の2件につきましては、健康づくり推進部の所管となりますので、続けて御説明いたします。

議案第8号、平成30年度対馬市診療所特別会計予算について御説明いたします。

1ページをお願いいたします。

平成30年度対馬市診療所特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億7,886万4,000円とするものであります。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページから3ページにかけての「第1表 歳入歳出予算」によるとするものであります。

4ページ、5ページをお願いいたします。

平成30年度は、平成29年度に比べまして、1,934万6,000円の減額であります。

それでは、歳入歳出予算の内容について御説明させていただきます。

主なもののみを御説明いたします。

6ページ、7ページをお願いいたします。

まず、歳入であります。1款診療収入1項外来収入は、直営診療の診療収入を対前年比約4%増の2億4,304万8,000円を計上しております。

2款使用料及び手数料1項手数料は、診断書等手数料の収入見込み額273万5,000円。

3款県支出金1項県補助金へき地医療対策費補助金は、過去の実績等を考慮いたしまして1,500万円計上しております。

4款繰入金1項他会計繰入金は、一般会計からの繰入金を1億8,609万3,000円としております。29年度当初に比べまして約2,700万円の減額であります。

6款諸収入1項雑入は、予防接種、特定健診等による収入3,148万8,000円を計上しております。

次に、歳出について御説明いたします。

8ページ、9ページをお願いいたします。

1款総務費1項施設管理費1目一般管理費は、3億7,189万1,000円を計上しております。主なものといたしましては、1節報酬は診療所看護師等14名分の3,836万9,000円、8節報償費は、いづはら診療所、豊玉診療所、仁田診療所の医師7名分の1億4,511万6,000円であります。

13節委託料は、出張診療所への医師等派遣委託料、施設整備費等の保守点検委託料など3,442万1,000円。

10ページ、11ページをお願いいたします。

18節備品購入費は、水崎診療所及び仁田診療所のエアコン購入費などを80万8,000円。19節負担金、補助及び交付金は、公設民営診療所運営等補助金など1,443万7,000円などを計上しております。

2款医業費1項医業費は、直営診療所の医療用器具リース代、医薬材料費など1億697万3,000円を計上しております。

続きまして、議案第12号、平成30年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計予算について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

30年度予算につきましては、要支援の介護予防日常生活支援総合事業への更新手続が完了したことに伴いまして、29年度予算に比べまして約1億1,600万円の増額となっております。

1ページをお願いいたします。

平成30年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億6,682万1,000円とするものであります。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページ

から3ページにかけての「第1表 歳入歳出予算」によるとするものであります。

歳入歳出予算の内容について御説明申し上げます。

6ページ、7ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、1款財産収入は、介護保険地域支援事業基金利子を計上しております。

2款繰入金は、介護保険特別会計からの繰入金3億3,170万円を計上しております。

4款諸収入1項サービス事業収入は、介護予防支援事業及び介護予防ケアマネジメント事業収入3,511万2,000円を計上しております。

次に、歳出について御説明いたします。

8ページ、9ページをお願いいたします。

1款地域支援事業費1項地域支援事業運営費は、1億5万1,000円を計上しております。主なものは、地域包括支援センター運営に要する経費として、職員等の人件費、運営協議会開催のための経費のほか、社会福祉協議会から専門職員として派遣いただいております4名分の給与等負担金であります。2項介護予防日常生活支援総合事業費1目介護予防生活支援サービス事業費は、訪問型及び通所型サービスが完全移行になるため、29年度に比べ約9,845万円の増額となる1億8,507万9,000円を計上しております。

10ページ、11ページをお願いいたします。

2目介護予防ケアマネジメント事業費は4,046万1,000円、3目一般介護予防事業費は、介護予防教室の経費やケーブルテレビによる介護予防体操の放送委託料、各地域で自主的に介護予防活動をしている団体への助成金等954万6,000円を計上しており、合わせまして2億3,508万6,000円を計上しております。3項包括的支援事業・任意事業費は、2,268万9,000円を計上しております。平成29年度から取り組んでおります生活支援体制整備事業のほか、各種講演会の開催、認知症高齢者等の権利擁護のための成年後見人制度報酬助成などが主なものであります。4項その他の諸費は、介護事業所が国保連合会に介護請求を提出しておりますが、そのときの審査支払手数料として52万9,000円を計上しております。

12ページ、13ページをお願いいたします。

2款介護予防支援費1項介護予防支援サービス事業費は、介護予防支援委託料845万7,000円を計上しております。

3款基金積立金は、介護保険地域支援事業基金積立金として9,000円計上しております。

以上、議案第8号及び議案第12号まで健康づくり推進部が所管する特別会計の提案理由の説明を終わります。また、各特別会計予算書の後方に給与費明細書を添付しておりますので、よろしくをお願いいたします。御審議の上、御承認くださいますようお願いいたします。

○議長（小川 廣康君） 福祉保険部長、仁位孝良君。

○福祉保険部長（仁位 孝良君） おはようございます。ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第9号から議案第11号の3件につきまして、福祉保険部よりその提案理由と内容について、続けて御説明申し上げます。

まず、議案第9号、平成30年度対馬市国民健康保険特別会計予算について説明いたします。本特別会計予算書1ページをお願いいたします。

平成30年度対馬市国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ46億9,000万円とするものであります。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページから3ページにかけての「第1表 歳入歳出予算」によるとするものであります。

第2条で、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金につきましては、借入金の最高額を5億3,000万円と定めるものであります。

平成30年4月から国民健康保険が都道府県化されることに伴い、その多くの科目が長崎県の予算に編入されるため、平成30年度の本特別会計予算の規模は、対前年比の率にしておよそ22.4%減、金額で13億5,665万8,000円の減額での予算編成となっております。

それでは、歳入歳出予算の主な内容について御説明いたします。

まず、歳入でございます。8ページ、9ページをお願いいたします。

1款1項国民健康保険税は、1目一般被保険者分と2目退職被保険者等合わせて9億8,221万5,000円の歳入と見込み、計上をしております。

10ページ、11ページをお願いします。

上段、4款県支出金2項1目保険給付費等交付金は、県営化による新規の交付金であり、右の説明欄に記載の内訳で、合計33億4,291万7,000円の計上でございます。

一番下の段、6款繰入金1項1目一般会計繰入金は、1節保険基盤安定繰入金、2節職員給与等繰入金、3節出産育児一時金等繰入金そして4節の財政安定化支援事業繰入金合わせまして3億6,008万3,000円を計上しております。

歳入全体として、特に14ページから15ページにかけてですが、国や県からおりてくる負担金や補助金並びに交付金等につきましては、県営化により、これらは制度上都道府県に交付されることとなったため、本市の会計では科目の廃止、廃目として処理をしております。

続いて、歳出について御説明いたします。16ページ、17ページをお願いいたします。

1款総務費1項総務管理費は、主なものとしたしましては、3目医療費適正化特別対策事業12節役務費の中のレセプト点検事務共同事業手数料は、国保連合会に委託し、2次審査といたしまして医療と調剤などの点検を実施しているもので、164万円を計上しております。



18ページ、19ページをお願いいたします。

2項徴税費は2,007万3,000円の計上であります。主なものといたしましては、嘱託職員の雇用、納税組合交付金、過誤納還付金などであります。予算書中段の3項運営協議会費は、国保運営協議会委員報酬等であります。

その下、2款保険給付費でございますが、1項療養諸費と、次のページ、20ページになりますが、上から2段目、2項高額療養費につきましては、高額薬剤等の影響もあって、ここ近年大きく伸びております。下段、4項1目出産育児一時金は60名分2,520万円、22ページ上段5項1目葬祭費は年間70件を見込み、1件当たり2万円の140万円の計上であります。

3款国民健康保険事業費納付金は、県営化により新たに追加された科目で、1項の医療給付費分で8億827万8,000円、2項の後期高齢者支援金等分で2億8,188万7,000円を、また3項の介護納付金で1億2,021万9,000円を計上しております。

22ページ下段、5款保健事業費1項特定健康診査等事業費は、その主なものといたしましては、特定健診の受診率向上のための経費として、次、24ページになりますが、7節の賃金や13節委託料として3,635万4,000円の計上、また、19節の人間ドック補助金は、国民健康保険加入者が人間ドックを受診されるときに、2万円を上限に助成する制度でありまして、100名分200万円を見込み計上しております。

26ページ、27ページをお願いいたします。

中段、9款予備費は7,907万8,000円を計上しております。

最後に、26ページから29ページにかけて記載の各支援金、納付金、拠出金等は、県営化により県で予算措置がなされたり、予算が廃止または終了されたため、廃目とするものであります。

以上が、国民健康保険特別会計でございます。

続きまして、議案第10号、平成30年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算について説明いたします。

本特別会計につきましては、県内で組織します広域連合により運営をされておりますが、その規定に基づいた保険料等で予算化をしております。

1ページをお願いいたします。

平成30年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億8,079万1,000円とするものであります。第2項の説明は省略します。

歳入歳出予算の主な内容について御説明いたします。

8ページ、9ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、1款後期高齢者医療保険料は、年金からの天引きであります特別

徴収保険料及び納付書や口座振替で納めます普通徴収保険料を合わせて2億1,575万6,000円の計上であります。

5款繰入金1項一般会計繰入金は、事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金を合わせまして1億6,337万1,000円を計上しております。

7款諸収入2項償還金及び還付加算金は、後期高齢者医療広域連合より受け入れる保険料還付金として102万円を見込み、計上。

10ページ、11ページに移ります。

5項雑入は、保険料の還付未処理の受け入れ等のため、64万円を計上しております。

次に、歳出について御説明いたします。12ページ、13ページをお願いいたします。

1款総務費1項1目一般管理費は、3,245万6,000円の計上であります。その主なものとしましては、19節の広域連合事務費負担金1,841万1,000円であります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、保険基盤安定負担金及び保険料納付金として、3億4,721万2,000円を計上しております。

3款1項償還金及び還付加算金1目は、保険料の還付金であります。

次の14ページです。

4款予備費に10万2,000円を計上しております。

以上が、後期高齢者医療特別会計でございます。

続きまして、議案第11号、平成30年度対馬市介護保険特別会計予算について、その内容を御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

平成30年度対馬市介護保険特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ38億9,688万円とするものであります。第2項の説明は省略します。

歳入歳出予算の主な内容について御説明いたします。

まず、歳入でございます。6ページ、7ページをお願いいたします。

1款保険料1項介護保険料は、第1号被保険者に係る特別徴収保険料及び普通徴収保険料等を、昨年当初予算よりおよそ14.8%増の6億5,653万円と見込み計上をしております。

3款国庫支出金1項国庫負担金は、介護給付費に係る国庫負担金6億482万1,000円、2項国庫補助金は、調整交付金及び地域支援事業交付金といたしまして4億549万4,000円。

4款支払基金交付金は、第2号被保険者に係る保険料で、支払基金からの介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金合わせまして、9億9,120万3,000円の計上であります。

8ページ、9ページをお願いいたします。

5款県支出金1項県負担金は、介護給付費負担金5億1,479万1,000円、2項県補助金は、介護予防事業及び包括的支援事業等に係る地域支援事業交付金として、4,858万7,000円の計上です。

6款財産収入は、介護給付費準備基金の利子分、7款1項他会計繰入金は、一般会計からの繰入金として、4節に低所得者保険料軽減負担金繰入金1,473万円などを合わせまして6億1,312万6,000円、下段2項基金繰入金は、介護給付費準備基金からの繰入金を計上しております。

次に、歳出について御説明いたします。12ページ、13ページをお願いいたします。

1款総務費1項1目一般管理費は、職員給与費等の人件費、一般事務費等7,416万6,000円の計上であります。3項1目介護認定審査会費は、委員の報酬、意見書作成手数料などを計上しております。

14ページ、15ページの2目認定調査費等は、認定調査委託料など1,580万5,000円の計上であります。

下から2段目、2款保険給付費1項介護サービス等諸費は、主に居宅介護サービス給付費負担金であります。対前年比0.9%減の30億1,218万円を計上、また下段2項介護予防サービス等諸費は、主に居宅介護予防サービス給付費負担金になりますが、ページは16、17ページです。対前年比51.6%減の9,330万6,000円を計上しております。上から2段目、3項その他諸費は、審査支払手数料450万円、4項高額介護サービス等費は7,200万円及び5項高額医療合算介護サービス費は800万円であります。下段6項特定入所者介護サービス等費は、2億5,500万円を計上しております。

18ページ、19ページをお願いいたします。

最後に、8款1項介護予防事業費と、2項包括的支援事業・任意事業費につきましては、介護予防総合支援事業への移行により、介護保険地域支援事業特別会計への繰出金が大きく増加をしております。

これで、議案第9号から議案第11号まで、福祉保険部が所管します3つの特別会計の提案理由の説明を終わりますが、各特別会計予算書の後ろに、それぞれ給与費明細書をつけておりますので、御参照願います。

以上、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりました。これから5件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。5番、小島徳重君。

○議員（5番 小島 徳重君） 介護保険の特別会計について、お尋ねをしたいと思います。

資料の15ページ、2款1項の居宅介護サービス給付費の負担金関係ですけれども、29年度

予算、きのう補正でも説明があったこととも関係するんですけども、一応、29年度の補正で8,400万円余りの減ということで報告がありました。そのことと関係して、今年度の予算では、その分が予算減が2,700万円ほどが計上されております。

29年度の減額が8,400万出たことの要因ですか、そのことがサービスを希望する人がいなかったのか、希望者はいてもサービスが実施できるような体制がなかったことと関係しているのかということをもまず1点確認をしたいと。そして今年度の予算では8,400万円昨年減だったのが、ことしは2,700万あたりの減ということは、およそ5,000万ぐらい、昨年度予算から比べると当初予算減になっているわけですけども、それで今年度5,000万円あたりの組み立てをするには、組織づくりというか市の体制としてはどういうことを考えてあるのか、一応確認をしておきたいと思います。

恐らく、委員会では細かく、また委員の方には説明があると思いますけど、一応全体としても確認をしとったほうがいいかなと思います。

以上です。

○議長（小川 廣康君） 福祉保険部長、仁位孝良君。

○福祉保険部長（仁位 孝良君） 2款1項1目の介護サービス給付費負担金の内訳は、まず国保連支払いとか保険者への支払い、福祉用具それから住宅改修等のそういった内容の負担金であります。これらを受け入れられる方のサービスが多くなっているというふうに捉えておりますが、補正からの減額等の関係という細かい内容につきましては、私のまだ勉強不足で承知しておりませんので、済みません、またいろんな機会等でお答えをしていきたいと思っております。申しわけございません。

○議長（小川 廣康君） 5番、小島徳重君。

○議員（5番 小島 徳重君） 一応委員会でそのあたりは再度厚生常任委員会で説明があったりすると思いますが、29年度予算でやはり8,400万円の減というのは結構大きな、いわゆる執行残といいますかされなかったというのは、何かやっぱり要因があるはずなんですよ。そのあたりをやはり説明をしていただいた上で、ことしは2,700万円の減ということは、5,000万円ほどを昨年そのままいくとまた使い残しということになると思うんです。使い残しというのは、いわゆるサービスを希望する人がいなければいいんですけども、サービスを希望する人だけでもサービスを供給する体制ができていないということになると、大きな課題だと思うんです。いわゆる包括システムで動こうとしているし、このあたりはやはり市民にもわかるような説明をしていただかないといけないと思います。かなり大きな金額の予算の取り扱いですから。

そして、今年度から、30年度から県のほうへ結構移行するというか、そういう制度上の変更というのもありますし、そのあたりについても委員会の、厚生常任委員会だけでなく、議員全

体にもやはりわかるような資料提示とかができるならば、していただきたいと思います。

以上、2項めは要望ですけども。

○議長（小川 廣康君） 福祉保険部長、仁位孝良君。

○福祉保険部長（仁位 孝良君） 御指摘の内容につきましては、また担当課と十分に協議しまして、また常任委員会等でも御質問があればお答えをしていきたいと思っております。

それと、国保の都道府県化のことだろうと思っておりますが、これにつきましては12月の全員協議会においても説明をさせていただいておりますので、また市民にはいろんな形で周知を徹底していきたいと。都道府県化となりましても、大きな被保険者に対しましては変更はないというふうに捉えておりますので、また周知のほうも徹底していきたいと思っております。

○議長（小川 廣康君） よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

---

#### 日程第6. 議案第13号

○議長（小川 廣康君） 日程第6、議案第13号、平成30年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。中対馬振興部長、平山祝詞君。

○中対馬振興部長（平山 祝詞君） ただいま議題となりました議案第13号、平成30年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算について御説明を申し上げます。

別冊の予算書の1ページをお願いいたします。

平成30年度対馬市の旅客定期航路事業特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,962万6,000円とするものでございます。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページ及び3ページの「第1表 歳入歳出予算」によるとするものでございます。

歳入について御説明を申し上げます。8ページ及び9ページをお願いいたします。

1款事業収入1項事業収入の239万4,000円は、旅客運賃及び貨物運賃の計上をいたしております。

2款国庫支出金1項国庫補助金の1,865万1,000円は、赤字航路事業に対する国の補助金でございます。

3款県支出金1項県補助金の466万2,000円は、赤字航路事業に対する県補助金でございます。

4款繰入金1項他会計繰入金の1,381万1,000円は、一般会計からの繰入金でございます。

す。

5款財産収入1項財産運用収入は、基金利子2,000円。

6款繰越金1項繰越金は、前年度繰越金を10万円計上をいたしております。

次に、歳出について御説明を申し上げます。10ページ及び11ページをお願いいたします。

1款総務費1項総務管理費の2,347万9,000円は、職員・船員等の人件費及び旅費並びに日本旅客船協会等の負担金を計上いたしております。

10ページ及び11ページとあわせて12ページ及び13ページをお願いいたします。

2款施設費1項施設費の993万円は、渡海船運航に必要な燃料費、修繕料及び渡海船利用者陸上交通運行委託料が主なものでございます。そのほかに船員の研修旅費、損害保険料及び船舶保険料等を計上をいたしております。

3款公債費1項公債費の611万7,000円は、長板浦待合所建設及び渡海船建造に係る交通事業債の償還金元金、利子でございます。

また、4款に予備費として10万円を計上いたしております。

14ページから20ページには給与費明細書、21ページには、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書を添付いたしておりますので、御参照くださいますようお願いをいたします。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

---

#### 日程第7. 議案第14号

#### 日程第8. 議案第15号

○議長（小川 廣康君） 日程第7、議案第14号、平成30年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算及び日程第8、議案第15号、平成30年度対馬市水道事業会計予算の2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道局長、大浦展裕君。

○水道局長（大浦 展裕君） ただいま一括議題となりました議案第14号、平成30年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算及び議案第15号、平成30年度対馬市水道事業会計予算につきましては、水道局所管の議案でございますので、続けて御説明申し上げます。

まず、議案第14号、平成30年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書1ページをお願いいたします。

平成30年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,314万2,000円とするものでございます。第2項で、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページ及び3ページの「第1表 歳入歳出予算」によるとするものでございます。

予算の概要について御説明いたします。

歳入について御説明いたします。6ページ、7ページをお願いいたします。

1款使用料及び手数料1項使用料262万円は下水道使用料。

3款繰入金1項他会計繰入金2,045万1,000円は一般会計からの繰入金。

4款繰越金1項繰越金1,000円は前年度繰越金。

5款諸収入1項雑入7万円は下水道加入金でございます。

歳出について御説明いたします。8ページ、9ページをお願いいたします。

1款下水道事業費1項下水道管理費1目一般管理費13万1,000円は、主に下水道使用水量の検針及び集金委託料でございます。2目施設管理費744万円は、集落排水処理施設の維持管理経費でございます。

2款公債費1項公債費1,557万1,000円は、地方債償還金の元金及び利子を計上しております。10ページに、地方債に関する調書を添付しております。

以上が、議案第14号、平成30年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算の概要でございます。

続きまして、議案第15号、平成30年度対馬市水道事業会計予算について御説明申し上げます。

予算書1ページをお願いいたします。

第1条で、平成30年度対馬市水道事業会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第2条で、業務の予定量は、給水戸数を1万5,875戸、年間総配水量を452万141立方メートル、1日平均給水量を1万2,459立方メートルとするものでございます。

主要な建設改良事業は2億3,100万円で、その内容は、施設整備事業等で1億2,100万円、中央地区簡易水道基幹改良事業1億1,000万円を予定しております。なお、中央地区簡易水道基幹改良事業につきましては、別冊の当初予算参考資料57ページにその概要を掲載しております。

第3条で、収益的収入の予定額を第1款水道事業収益12億327万7,000円、収益的支出の予定額を第1款水道事業費用10億2,657万6,000円と定めるものでございます。

第4条で、資本的収入の予定額を第1款資本的収入1億5,810万円、資本的支出の予定額を第1款資本的支出5億5,043万6,000円と定めるものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億9,233万6,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額1,094万8,000円、過年度分損益勘定留保資金2,445万4,000円、当年度分損益勘定留保資金2億2,849万8,000円、減債基金積立金4,993万6,000円、建設改良積立金7,850万円で補てんするものでございます。

2ページをお願いいたします。

第5条で、企業債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について定め、第6条で、一時借入金の限度額を5億円と定め、第7条で、予定支出の各項の経費の金額の流用について定め、第8条で、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定め、第9条で、一般会計からの負担金の額を定め、第10条で、棚卸資産の購入限度額を1,000万円と定めるものでございます。

以上、地方公営企業法第24条第2項の規定により、提案するものでございます。

3ページから予算に関する説明書、23ページから参考資料として予算附属資料を添付しております。

以上、簡単でございますが、議案第14号、平成30年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算及び議案第15号、平成30年度対馬市水道事業会計予算の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりました。これから2件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

議案第8号から議案第15号までの8件は、配付しております議案審査付託表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

暫時休憩します。再開を11時ちょうどといたします。

午前10時48分休憩

.....  
午前10時58分再開

○議長（小川 廣康君） 再開します。



日程第 9. 議案第 16 号

日程第 10. 議案第 17 号

日程第 11. 議案第 18 号

日程第 12. 議案第 19 号

日程第 13. 議案第 20 号

日程第 14. 議案第 21 号

日程第 15. 議案第 22 号

日程第 16. 議案第 23 号

日程第 17. 議案第 24 号

日程第 18. 議案第 25 号

日程第 19. 議案第 26 号

日程第 20. 議案第 27 号

日程第 21. 議案第 28 号

日程第 22. 議案第 29 号

○議長（小川 廣康君） 日程第 9、議案第 16 号、対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例から日程第 22、議案第 29 号、対馬市手数料条例の一部を改正する条例までの 14 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長、根メ英夫君。

○市民生活部長（根メ 英夫君） ただいま一括議題となりました議案のうち、市民生活部所管の議案第 16 号、対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

議案書は 3 ページ、4 ページを、新旧対照表は 1 ページから 2 ページを御参照願います。

今回の改正の主な内容につきましては、国民健康保険法施行令の改正に伴い、国民健康保険については、本年 4 月 1 日より都道府県が財政運営の責任主体となる制度見直しが行われたことにより、所要の改正を行うものであります。

なお、今回の改正では、あわせて附則につきましても所要の改正を行っております。

以上、簡単ではございますが、議案第 16 号について提案理由と内容の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小川 廣康君） 教育部長、須川善美君。

○教育部長（須川 善美君） 一括議題となりました議案のうち、議案第 17 号及び議案第 18 号は教育委員会所管の議案でございますので、続けて提案理由を御説明申し上げます。

初めに、議案第 17 号、対馬市教職員住宅管理及び使用料条例の一部を改正する条例について

でございますが、議案集は5ページから9ページ、新旧対照表は3ページから8ページでございます。

今回の改正は、旧対馬市立塩浦小学校の学校施設教職員住宅を教育財産から普通財産へ移管したことにより、条例から削除しようとするものでございます。

対象となります教職員住宅は、新旧対照表で御説明いたしますと、5ページの別表中、現行の欄の番号42の1戸と番号44の2戸を削るものでございます。

また、今回の一部改正にあわせまして、国土調査後の成果等により、教職員住宅が建っている土地地番表記に誤りが発見されましたので、新旧対照表のとおり下線が引かれている住宅につきまして、所在地地番の改正を行うものでございます。

なお、附則で、施行期日を平成30年4月1日といたしております。

次に、議案第18号、対馬市酒井豊育英資金貸付基金条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案集の11ページをお願いいたします。新旧対照表は9ページを御参照ください。

この条例の改正につきましては、現行の条例では、貸付対象者が日本国内の大学等に進学する場合に限定されていましたが、対馬高等学校の国際文化交流コース等に学ぶ生徒が、大韓民国の大学に進学する生徒がいること、あわせまして現行の第3条第2号におきましては、学校に在学しているものとなっており、進学した際に海外からはその手続きが容易ではないことから、第3条第2号中に「在学」の次に「又は進学を予定」を加え、高校在学中に申請ができるように改正するとともに、同号に「ウ 大韓民国の大学」を加えるものでございます。

また、第9条第1項の改正につきましては、奨学金の返済期間を「8年」以内から「10年」以内に延長することで、返還しやすい奨学金制度になるよう改正するものでございます。

改正につきましては、酒井豊育英資金貸付基金運営委員会において協議させていただき御承認をいただいております。

なお、附則で、この条例は公布の日から施行し、改正後の第3条第2号の規定は、平成30年2月1日から適用することで、平成30年度の進学者から適用をできるよう遡及するものでございます。

以上で、提案理由の御説明を終わらせていただきます。御審議の上、御決定賜りますようよろしく願いいたします。

○議長（小川 廣康君） 福祉保険部長、仁位孝良君。

○福祉保険部長（仁位 孝良君） ただいま一括上程となりました議案のうち、議案第19号から議案第26号までの8件につきましては福祉保険部所管でございますので、その提案理由を続けて御説明申し上げます。

まず、議案第19号、対馬市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書は13ページでございます。

平成30年4月1日より持続可能な医療保険制度を構築するための、国民健康保険法等の一部を改正する法律が施行され、高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2の規定が新設されます。これに伴い住所地特例の規定について、国民健康保険の被保険者であって、国民健康保険法の規定により、住所地特例の適用を受けて、従前の住所地の市町村の被保険者とされている人が後期高齢者医療制度に加入した場合には、当該住所地特例の適用を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となることとなります。

今回の改正は、この法律施行に基づく所要の改正を行うものであります。

また、制度開始以来続いていました保険料軽減の特例措置が、今般、見直しされたため、附則第2条を削除するものであります。

追加並びに削除する改正内容は、参考資料の一部改正条例、新旧対照表の10ページから12ページにかけて棒線を付していますので御参照ください。

なお、附則において、平成30年4月1日から施行するとしております。

以上が、議案第19号の提案理由でございます。

次に、議案第20号、対馬市介護保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書は15ページでございます。新旧対照表は13ページから14ページとなっております。今回は特にこちらを御参照いただきたいと思います。

今回の条例の一部改正は、第7期介護保険事業計画の策定により、平成30年度から平成32年度までの向こう3カ年の介護保険料について、保険料の基準額を月額5,700円から6,300円に、年額で6万8,400円から7万5,600円に引き上げるものでございます。

保険料の算定に用いる所得段階区分を、対馬市では10区分とし、介護保険料を所得に応じた保険料としていまして、その変更する額は新旧対照表の13ページから14ページのとおりでございます。

引き上げに当たっての主な要因は、第6期の計画時に整備した施設の本格稼働によるもの及び新規支援事業等の開始により、総事業費が大きく増加すると見込まれるためでございます。

また、介護保険法第202条及び第203条の改正により、市町村の質問検査権について、その対象となる被保険者の範囲が拡大されたため、市条例第14条において所要の改正を行うものであります。

なお、附則で、本条例は平成30年4月1日から施行するとしております。

以上で、議案第20号の説明を終わります。

次の議案第21号から議案第23号の3つの議案につきましては、あわせて御説明申し上げます。

議案書は17ページから35ページでございます。

新旧対照表は、議案第21号が15ページから22ページまで、議案第22号が23ページから26ページまで及び議案第23号が新旧対照表では27ページから64ページまでとなっております。御参照をお願いいたします。

今回の改正は、いずれも国の介護保険法並びに関係する基準等の一部改正により、本市条例において所要の改正を行うものであります。

それでは、それぞれの条例における改正理由の主な点を御説明申し上げます。

議案第21号は、今後、増加が見込まれる慢性期の医療介護ニーズへの対応のため、日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れや看取りターミナル等の機能と生活施設としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設であります介護医療院を、基準等の中に加えたいとするものであります。

続いて、議案第22号は、議案書は21ページでございますが、指定介護予防支援等の事業における基準や文言等の追加でございます。

本条例の第7条において第3項を新たに追加、また、第33条において第15号並びに第22号を新たに加えるなどとしております。

次に、議案第23号は、議案書では23ページでございます。

本条例に、共生型地域密着型サービス事業に関する基準を新たに追加するものでございます。

現行では、介護保険事業所、障害福祉サービス事業所、それぞれ指定基準を満たす必要がありましたが、高齢者と障がい児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に、新たに共生型サービスを位置づけ、障害福祉サービス事業者等であれば、介護保険事業所の指定も受けやすくする特例を設けようとするものであります。

なお、この3つの議案はいずれも附則で、条例の施行日を平成30年4月1日からとしています。

これで、議案第21号から23号までの説明を終わります。

続きまして、議案第24号、対馬市へき地保育所条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書は37ページ、新旧対照表は65ページでございます。

保育所の統廃合につきましては、対馬市保育所配置計画並びに対馬市子ども・子育て支援会議等に諮りながら進めているところでございます。

公立で運営しています美津島町の竹敷へき地保育所、豊玉町の小綱へき地保育所、上県町の久

原へき地保育所及び公益財団法人巖原愛育会が運営しています久根へき地保育所の4つの保育所は、園児数の減少により、早いところで平成28年4月から、遅いところで平成29年4月から、それぞれ休園の状態でありました。しかし、この間も、また今後の見通しにおいても児童数が大きく好転することがなく、先般、当保育所を廃止することで説明会を行い、それぞれにおいて保護者並びに地区の御同意をいただきましたので、今回、条例改正をお願いするものでございます。

新旧対照表65ページのとおり、本条例第2条の名称、位置及び定員の表の中から、久根へき地保育所、竹敷へき地保育所、小綱へき地保育所及び久原へき地保育所の項を削除しようとするものでございます。

なお、附則で、施行日を平成30年4月1日といたしております。

以上が、議案第24号でございます。

議案第25号、対馬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書は39ページでございます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴いまして、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、通称であります。認定こども園法の第3条において項のずれが生じます。認定こども園法第3条第9項が同条第11項に繰り下がることに伴い、今回、本条例における引用しています箇所の改正を行うものでございます。

新旧対照表は66ページですが、棒線で示しています改正箇所を御参照願います。

附則で、条例の施行日を平成30年4月1日としています。

以上が、議案第25号の説明です。

最後に、議案第26号、対馬市児童厚生施設条例の一部を改正する条例について、その提案理由を御説明申し上げます。

児童厚生施設は、児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、または、情操を豊かにすることを任務に設置されています。

上対馬町にあります比田勝児童遊園は、比田勝こども園の開設とともに、昨年、その歴史に幕をおろしました旧比田勝保育所の園舎と併設した用地にあり、当保育所の開園と同時期に設置をされていたものです。

本施設の用地は園舎と同様に豊崎神社の境内にあり、神社を管理する比田勝区と賃貸者契約を結んでいましたが、このたびの園舎の解体にあわせ、契約のとおり更地として返還するため、この機をもって児童遊園を廃止しようとする改正案でございます。

本条例の第2条の表中、上対馬町の比田勝児童遊園の項を削除しようとするものでございます。

参考資料の一部改正条例新旧対照表の67ページに、今回の改正部分を棒線に付していますので御参照ください。

なお、施行日を平成30年4月1日としております。

大変長くなりましたが、以上で、私どもが所管しています議案第19号から議案第26号までの8つの議案の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 建設部長、佐伯廣教君。

○建設部長（佐伯 廣教君） ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第27号及び議案第28号の2議案は建設部の所管となりますので、続けて提案理由とその内容について御説明申し上げます。

初めに、議案第27号、対馬市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書の43ページをお願いいたします。

本議案の主な改正内容でございますが、本条例第2条に規定しております道路占用料の額につきましては、道路法施行令第19条の規定する別表を準用して定めております。

今回、平成27年度の固定資産税評価額の評価替え、地価に対する賃料の水準の変動等を踏まえ、平成29年4月1日に道路法施行令の改正が行われたことにより、対馬市道路占用料の額を別表のとおり改正するものでございます。

個々の占用料の改正内容につきましては、新旧対照表の68ページから70ページに添付しております。

なお、附則といたしまして、施行日を平成30年4月1日としております。

また、経過措置といたしまして、本条例の施行日の前日までに占用の許可を受けているものの占用料の額につきましては、改正前の条例の例によるものとしております。

次に、議案第28号、対馬市都市公園条例の一部を改正する条例についてでございますが、議案書の47ページをお願いいたします。新旧対照表は71ページを御参照ください。

本議案の主な改正内容でございますが、平成29年6月の都市公園法施行令の改正により、これまで国の規定で定められておりました運動施設の敷地面積に対する運動施設建物等の設置割合、いわゆる建ぺい率の規定を地方公共団体の条例により定めることとなったため、対馬市都市公園条例公園施設の設置基準第1条の3に、次の政令第8条第1項の条例で定める割合は100分の50とするを追加するものです。

なお、附則といたしまして、施行日を平成30年4月1日としております。

以上、簡単ではございますが、議案第27号、議案第28号の提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小川 廣康君） 消防長、永留弘和君。

○消防長（永留 弘和君） 一括議題となりました議案のうち、議案第29号、対馬市手数料条例の一部を改正する条例につきまして、消防本部の所管に係る部分でありますので、提案理由と内容を御説明申し上げます。

議案集の49ページをお願いいたします。

このたびの改正は、条例で定める手数料の額のうち、危険物施設の許可事務について係るものでございます。

本年1月26日付で上位法令であります地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正が交付されました。

改正中、危険物施設のうちタンク容量が1,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所及びタンク容量500キロリットル以上1,000キロリットル未満の準特定屋外タンク貯蔵所等の許可申請に係る審査や検査の手数料の額が見直されましたので、これに係る所要の改正をお願いするものでございます。

改正の内容につきましては、参考資料の72ページから78ページに新旧対照表を添えております。御参照のほどお願いいたします。

なお、附則に、平成30年4月1日から施行すると定め、経過措置としまして、施行日前に申請がなされた事務に係る手数料については、従前の例によることとしております。

大変簡単ではございますが、説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

まず、議案第16号について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 次に、議案第17号及び議案第18号の教育委員会関係条例2件について、質疑はありませんか。

5番、小島徳重君。

○議員（5番 小島 徳重君） 2点、確認でお尋ねをします。

まず、17号についてです。ここに今、変更になった分が、報告があったんですが、残っている教員住宅ですね、戸数ここに上げてありますが、そのうちいわゆる居住、入居してある住宅数、そのうち教員が入っている分と教職員以外の方が入っている分の内訳が、今、わかれば説明をお願いしたいと思います。

それからもう1点の18号については、大変このことについては市民の要望を取り上げていた

だいて、条例等の改正に取り組んでいただいて、すぐに対応をしていただいて、また、いわゆるこの春卒業する生徒さんから適用をするようにということで説明をいただきましたけど、大変ありがたいことだと思います。

その中で、ちょっと確認なんですけど、大韓民国の大学という表現でしてございますけども、この大学といういわゆる名称の範疇の中に、どのような学校、種類が含まれているか確認をさせていただきたいと思います。

以上、2点です。

○議長（小川 廣康君） 教育部長、須川善美君。

○教育部長（須川 善美君） まず、第1点目の入居に関します割合の分になりますけれども、全体で入居戸数が、30年の1月4日現在になりますけれども、127戸に入っております。入居率は大体60%程度になってくるんですけども、その教職員と一般の内訳、ちょっと資料がございませんので、今のところちょっと申しわけないですけどもわかりません。

それと、韓国の大学の進学のお話ですけども、一応、対馬高校の交流コースのほうから今年度も進学をされるということで、ちょっと大学の名称については、ちょっと把握していないところでございます。

○議長（小川 廣康君） 5番、小島徳重君。

○議員（5番 小島 徳重君） まず、1件目の件ですけど、多分、入居していない住宅がかなりあるということで、前、一般質問をさせていただいたんですよ、それで普通財産に切り替えて、市民の方あるいは島外から移住される方などがもっと活用しやすくしたほうがいいんじゃないかという要望をしていたんですけど、そのあたり、市長部局のほうと協議が進んで、教職員住宅かなり空いているわけで、空いている中でも使えるのがあるという答弁があっただけだったので、そのあたり、ぜひまた進めていただきたいなという要望を言っておきます。

それから、韓国の大学のことなんですけど、私が聞いたのは具体的にどこの学校に進学されるかということ聞いたのではなくて、大学の範疇といいますか、そのことの確認をしたかったんです。というのは、現在の条例でも日本の場合、専修学校のうち専門課程に進む方は条例にちゃんと規定してあるんですけど、韓国の場合も大学の呼称というか呼び方がいろいろあって、ここで上げてある大韓民国の大学という場合、日本でいえば4年生のいわゆる学部、この場合と、それから韓国の場合一般的に4年生の大学は「何とか大学校」という名称に全部なっていますよね。それ以外に、日本でいえば、学校教育法の第1条項でいう大学というときには短大も入りますよね。それで、韓国の場合も4年生だけじゃなくて短大も含まれているのか、それから、対馬から留学されるとしたら観光関係のところなんかは、韓国にも日本でいえば専門学校ですね、高校を出てから行く専門学校、こういう課程に行かれる方もあると思うんです。それからもちろん大学



院も大学という範疇に含まれているわけですから、そのあたりも適用されるのかどうかということの確認を一応したいのですが、どうでしょうか。

○議長（小川 廣康君） 教育部長、須川善美君。

○教育部長（須川 善美君） 韓国の大学の方で、今現在把握している分につきましては、国立の大学に進学をされるようなことでお伺いしております。

その他の詳細につきましては、ちょっと把握をいたしておりません。

この認定をするときにも運営委員会等がございますので、その中で詳細等の決定等はしてまいりたいと思っておりますけれど、できるだけ情報の収集に努めてまいりたいと思っております。

○議長（小川 廣康君） 5番、小島徳重君。

○議員（5番 小島 徳重君） 今、私が言ったように韓国の大学という場合は、呼称としてそういうもの全て含めて、日本みたいに学校教育法の中で専修学校とかいろいろ細かく規定をしていないようにあります、だから、韓国の大学というふうに、ここに名称を上げていただいたから、その解釈は広くしていただいて、日本でいう短大も、それから大学院も、それからいわゆる高校を出て行く専修学校の専門課程ですね、こういう学生さんも希望があれば今後、ぜひ、その貸し付けの対象に含ませていただくと、今、部長が言われた国立大学のみという考え方じゃなく、そういう広い解釈をしていただくように、ぜひ要望をしておきたいと思います。

それから、もう1点このことに関連して、日本の大学の場合も、今現在規定してある場合に、高校を出てから行く商船高等学校とか工業高等専門学校、この部類が、今、この酒井豊奨学資金の条例からは少し漏れているようにあるんです。日本の場合は、工業高等専門学校や商船高等専門学校は大学に入っていないですね、だからやっぱりそれも含めてやっておいたほうがいいんじゃないかということで、将来的な一応要望として申し上げておきたいと思います。

以上です。

○議長（小川 廣康君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 次に、議案第19号から議案第26号までの福祉保険部関係条例8件について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 次に、議案第27号及び議案第28号の建設部関係条例2件について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 最後に、議案第29号について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております14件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。14件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから14件について、各案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第16号、対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号、対馬市教職員住宅管理及び使用料条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号、対馬市酒井豊育英資金貸付基金条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号、対馬市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号、対馬市介護保険条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号、対馬市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号、対馬市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号、対馬市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号、対馬市へき地保育所条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号、対馬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号、対馬市児童厚生施設条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号、対馬市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号、対馬市都市公園条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号、対馬市手数料条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第23. 議案第30号

○議長（小川 廣康君） 日程第23、議案第30号、対馬市指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉保険部長、仁位孝良君。

○福祉保険部長（仁位 孝良君） 議案第30号、対馬市指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例について、その提案理由を御説明申し上げます。

議案書は53ページから70ページでございます。

従来、居宅介護支援事業の基準は、都道府県、指定都市または中核地の指定業務でありましたが、このたびの介護保険法並びに指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、市町村が条例を定め指定することとされたため、今回所要の制定を行うものでございます。

内容としましては、基本的には県の条例をもとに法改正の一部を変更した上で、本条例を制定するものでございます。

条例では、第1章総則から第6章基準該当居宅介護支援の事業に関する基準まで、6つの章と32カ条の本則からなるものであります。

なお、附則で、本条例は平成30年4月1日から施行するとしております。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本件は、配付しております議案審査付託表のとおり厚生常任委員会に付託します。

---

日程第24. 議案第31号

日程第25. 議案第32号

○議長（小川 廣康君） 日程第24、議案第31号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について及び日程第25、議案第32号、対馬市過疎地域自立促進計画の変更についての2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。しまづくり推進部長、阿比留勝也君。

○しまづくり推進部長（阿比留勝也君） ただいま一括議題となりました議案は、しまづくり推進部所管でございますので、一括して御説明申し上げます。

まず、議案第31号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について、その提案理由とその内容を御説明申し上げます。

議案書71ページをお願いいたします。

本件は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

今回提案しております19辺地のうち新規計画が、厳原町厳原、美津島町雞知、竹敷、豊玉町加藤、峰町三根、上対馬町比田勝、津和、琴、小鹿の9辺地で、変更計画が厳原町下原、豊玉町大綱、小綱、峰町津柳、上県町仁田、伊奈、久原、上対馬町泉、芦見、一重の10辺地でございます。

それでは、各辺地の事業内容を新規計画区画から順に御説明を申し上げます。

72ページ、総合整備計画書（案）をごらんいただきたいと思います。

まず、厳原辺地でございますが、新たに耐震性貯水槽を設置する計画でございます。

なお、雞知辺地においても同様に耐震性貯水槽の設置を計画しており、事業費は2つの辺地とも同額での計上としております。

次に73ページ、雞知辺地でございますが、林業専用道雞知焼松線の開設及び市道雞知樽ヶ浜線の整備並びに、新たに耐震性貯水槽を設置する計画でございます。

なお、市道の整備は後ほど説明をいたしますが、比田勝辺地、大綱辺地、小綱辺地、津柳辺地を合わせた5つの辺地で市道整備を計画しており、事業年度は平成28年度から30年度までを予定しておりますが、辺地に係る公共施設の総合整備計画は、各辺地ごとに原則5カ年で作成することとなっており、雞知辺地、比田勝辺地におきましては、全計画が28年度で終了し、本29年度から新たな計画を作成するため、29年度からの事業費で計上をしております。

次に、74ページ、竹敷辺地でございますが、消防団に配備されている小型動力ポンプ付積載自動車を更新する計画でございます。

なお、津和辺地、小鹿辺地、下原辺地、仁田辺地、伊奈辺地、久原辺地、泉辺地を合わせた8つの辺地で車両の更新を計画しており、事業費は同額での計上としております。

次に、75ページ、加藤辺地でございますが、消防団拠点施設の新設及び農林水産振興施設の建設と、それに付随する保冷库、活魚水槽等の整備を行う計画でございます。

次に、76ページ、三根辺地でございますが、老朽化に伴い故障が発生している温泉施設ほたるの湯のボイラーの改修を行う計画でございます。

次に、77ページ、比田勝辺地でございますが、市道上対馬病院線の整備をする計画でございます。

次に、78ページ、津和辺地でございますが、消防団に配備されている小型動力ポンプ付積載自動車を更新する計画でございます。

次に、79ページ、琴辺地でございますが、老朽化に伴いスクールバスを更新する計画でございます。

なお、更新するスクールバスにつきましては、利用範囲が当辺地を含め、芦見辺地、一重辺地の3つの辺地にまたがっておりますので、事業費は同額で計上をしております。

次に、80ページ、新規計画の最後、小鹿辺地でございますが、林業施業道小鹿小山線の開設及び小型動力ポンプ付積載自動車を更新する計画でございます。

続きまして、変更計画について御説明いたします。

81ページ、下原辺地でございますが、小型動力ポンプ付積載自動車の更新を追加するものでございます。

次に、82ページ、大綱辺地、83ページ、小綱辺地、84ページ、津柳辺地でございますが、既に計画を策定しております市道整備事業におきまして、当初より電柱移転に係る用地費及び補償費並びに測量設計委託料等が増加したことによる変更でございます。

次に、85、86ページ、仁田辺地、87ページ、伊奈辺地、88ページ、久原辺地でございますが、小型動力ポンプ付積載自動車の更新を追加するものでございます。

次に、89、90ページ、泉辺地でございますが、小型動力ポンプ付積載自動車の更新及び簡易水道事業による配水管等の布設がえにあわせ、消火栓設置工事に伴う負担金を追加するものでございます。

最後に、91、92ページ、芦見辺地、93ページ、一重辺地につきましては、琴辺地と同様に老朽化したスクールバスの更新を追加するものでございます。

以上で、議案第30号の提案理由の説明を終わります。

続きまして、議案第32号、対馬市過疎地域自立促進計画の変更について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

議案書95ページをお願いいたします。

本件は、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、変更することについて議会の議決をお願いするものでございます。

なお、今回の変更につきましては事業の追加だけでなく、昨年度策定いたしました対馬市公共施設等総合管理計画において、今後も想定される人口減少の中で住民サービスを維持しながら、1、適正な施設保有量の確保、維持管理、更新費用の縮減、2、耐震化等の安全・安心の確保、3、施設利用の向上と施設運営の効率化を行うこととしており、本計画においても、その基本方針にのっとり、持続可能な行財政運営を前提にした過疎対策を実施するため、対馬市公共施設等総合管理計画との整合を追加するものでございます。

では、96ページからの対馬市過疎地域自立促進計画（変更）をごらんいただきたいと思います。

まず、目次におきまして、1、基本的な事項から、以降の各項目に公共施設等総合管理計画との整合を追加するものでございます。

次に、97ページ、1、基本的な事項におきまして冒頭で述べました（6）公共施設等総合管理計画との整合を本文に追加するものでございます。

また、各項目において、本文に追加をしております。

なお、公共施設等総合管理計画との整合の追加は、内容が重複するため、次項からの説明を省略させていただきます。

次に、98ページに、産業の振興、（3）計画中、（1）基盤整備におきまして林道城戸線の終点部には、古代山城の金田城跡に通じる参道があり、車両との離合に支障を来している状況であるため、離合場所等の新設を行い、森林資源の有効利用と安全な通行を確保するため、林道城戸線整備事業を追加するものでございます。

次に、（3）経営近代化施設におきまして、木材の安定的、効率的な供給及び主伐、間伐コストの縮減を図り、生産性の向上を図る支援として、高性能林業機械導入事業を追加するものでございます。

次に、（9）過疎地域自立促進特別事業におきまして、新規参入者等がしいたけ原木を調達しやすい体制をつくることを目的とした、次世代につなぐもりのちからフル活用事業の追加。

また、99ページ中、アンテナショップ「よりあい処つしま」と「観光情報館ふれあい処つしま」の相乗効果により、効果的なPR活動やイベントを実施し、観光客の確保と交流人口の拡大を図るため、観光交流拠点連携強化事業の追加。



さらに、島の課題等の検証を行い、対馬の魅力を外部に発信できる仕組みづくり及び新たな島の魅力発掘や特色ある旅行商品の開発を行う、対馬市地域活性化支援事業を追加するものでございます。

次に、100ページ、漁業用燃油高騰対策事業は、既に計画を計上しておりました(10)その他より区分の変更を行うものでございます。

また、過去に設置した魚礁設置工事について、蛸集効果を確認し公表することで漁獲向上に役立つとともに、今後の魚礁設置の参考とする対馬地区魚礁漁場効果調査事業を追加。

さらに、101ページ中、増加傾向にあるサイクリング客のさらなる獲得による交流人口の拡大を図る、サイクリングイベント事業を追加するものでございます。

次に、(10)その他におきまして、先ほど説明しました漁業用燃油高騰対策事業の区分を変更するものでございます。

続きまして、102ページ、3、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、(3)計画中、(1)市町村道におきまして、経過年数の長いトンネルについて補修を行うことにより、剥離した落下物による事故を未然に防ぎ長寿命化を図る、トンネル長寿命化事業を追加するものでございます。

次に、4、生活環境の整備におきまして、遊休施設の解体並びにごみ処理施設の改良を行うに当たり、本文の追加を行うものでございます。

また、103ページ、(3)計画中、(2)下水処理施設におきまして、合併浄化槽を設置することに対する補助を行う、合併処理浄化槽普及促進事業の追加、及び(3)廃棄物処理施設におきまして、老朽化に伴う施設の長寿命化とCO<sub>2</sub>削減を目的に、対馬クリーンセンター基幹改良事業を追加するものでございます。

次に、104ページ、(7)過疎地域自立促進特別事業におきまして、更新等を行わない公共施設を除却し、遊休施設の整理を図る遊休公共施設整理事業を追加するものでございます。

また、5、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、(3)計画中、(3)児童福祉施設におきまして、下原診療所を改修し、老朽化が激しい佐須へき地保育所を移転する、佐須へき地保育所整備事業を追加するものでございます。

次に、105ページ、(8)過疎地域自立促進特別事業におきまして、75歳以上の高齢者に対し、市が指定した交通機関で使用できる利用券を交付する、高齢者移動費助成事業を追加するものでございます。

次に、106ページ、7、教育の振興、(3)計画中、(1)学校教育関連施設におきまして、雞知中学校では平成32年度に教室の不足が見込まれるため、雞知中学校校舎増築事業を追加するものでございます。

また、(4) 過疎地域自立促進特別事業におきまして、小学校及び中学校の修学旅行費に対し、助成を行う小学校修学旅行補助事業、並びに107ページ、中学校修学旅行補助事業の追加及び小中学生の学校給食における基本物資(米、パン、牛乳)の購入に対し助成を行う学校給食基本物資補助の追加を行うものでございます。

次に、8、地域文化の振興等、(3) 計画中、(2) 過疎地域自立促進特別事業におきまして、九州国立博物館との共催により、対馬市と市外の博物館が所蔵する対馬由来の貴重な文化財の展示を行う対馬の遺宝里帰り展事業の追加。

また、108ページで、本年度築造から1350年の節目を迎えた金田城の魅力を、各種体験イベントを通じ発信・体感していただく金田城築城1350年記念事業を追加するものでございます。

最後に、109ページ、10、その他地域の自立促進に関し必要な事項、(3) 計画中、(2) 過疎地域自立促進特別事業におきまして、全国のツシマヤマネコ飼育動物園等を拠点として、対馬の自然とツシマヤマネコ保護活動の啓発PRを行い、保護活動の輪を広げ、生物多様性保全を図る生物多様性事業を追加するものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(小川 廣康君) 説明が終わりました。これから質疑を行います。

まず、議案第31号について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小川 廣康君) 次に、議案第32号について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小川 廣康君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま一括議題となっております2件は、委員会への付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小川 廣康君) 異議なしと認めます。2件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、各案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第31号について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小川 廣康君) 討論なしと認め、採決します。

議案第31号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画については、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

議案第32号、対馬市過疎地域自立促進計画の変更については、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

昼食休憩のため、暫時休憩いたします。再開を1時10分からといたします。

午後0時02分休憩

-----  
午後1時07分再開

○議長（小川 廣康君） 再開します。

#### 日程第26. 議案第33号

#### 日程第27. 議案第34号

○議長（小川 廣康君） 日程第26、議案第33号、海岸保全区域内公有水面の埋立てについて（貝鮎海岸）及び日程第27、議案第34号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（尾崎地区）の2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。中対馬振興部長、平山祝詞君。

○中対馬振興部長（平山 祝詞君） ただいま一括議題となりました議案第33号、海岸保全区域内公有水面の埋立てについて、その提案理由と内容を御説明いたします。

議案書111ページをお願いいたします。

本件は、長崎県が事業主体で整備を進めております貝鮎海岸老朽化対策工事に伴う公有水面埋立免許の出願に係る意見について異議のない旨、長崎県知事に答申するため、公有水面埋立法第3条第4項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

埋め立ての必要については、議案書114ページの埋立必要理由書のとおり、栈橋鋼管杭式護岸において鋼管杭の腐食が著しく、また、床版コンクリートには大きなひび割れが発生するなど、護岸全体の老朽化が著しい状況であるため、今回、既設護岸内部にコンクリートを詰め、前面は

腹付コンクリートによる補強、安定性を向上させる形で護岸改良を行い、国土の保全を図るもの  
でございます。

埋立面積は116ページの位置図及び次ページの求積平面図の450.12平方メートルでござ  
います。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしく  
お願いをいたします。

○議長（小川 廣康君） 農林水産部長、西村圭司君。

○農林水産部長（西村 圭司君） ただいま一括議題となりました議案第34号、あらたに生じた  
土地の確認及び字の区域の変更について（尾崎地区）の提案理由を御説明いたします。

議案書の119ページから123ページをお願いします。

本議案は、地方自治法第9条の5第1項の規定により、新たに生じた土地を確認し、同法第  
260条第1項の規定により、字の区域を変更しようとするものでございます。

本件は、旧美津島町が事業主体で施工しました尾崎漁港環境整備事業に伴い、漁港施設用地及  
び公・公共施設用地として公有水面の埋立てを行ったもので、この土地が新たに生じた土地であ  
ることを確認するとともに、その区域を、美津島町尾崎字水崎及び字仮宿に編入しようとするも  
のでございます。

土地の位置につきましては、添付しております位置図、字図及び求積平面図に着色表示をして  
いる部分で、美津島町尾崎字水崎517の1に接する道、517の1に接する道に隣接する護岸、  
美津島町尾崎字仮宿519に接する道、519、519の1、525の1の地先で、字水崎地先  
は字水崎に、字仮宿地先は字仮宿にそれぞれ編入しようとするものでございます。面積は1万  
8,463.42平方メートルの土地でございます。

以上、簡単でございますが、提案理由の説明とさせていただきます。御審議の上、御決定賜り  
ますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりました。

これから2件に対する一括質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題となっております2件は、委員会への付託を省略したいと思  
います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。2件は委員会への付託を省略することに決定をい  
たしました。

これから、2件について一括して討論、採決を行います。議案第33号、海岸保全区域内公有水面の埋立てについて（貝鮎地区）、議案第34号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（尾崎地区）の2件について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

2件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。2件は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第28. 同意第1号

○議長（小川 廣康君） 日程第28、同意第1号、対馬市教育委員会委員の任命について、同意を求める件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） ただいま議題となりました同意第1号、対馬市教育委員会委員の任命について、その提案理由を御説明いたします。

現任の佐伯康弘氏が、平成30年4月30日をもちまして任期満了となりますので、引き続き教育委員としてお願いするものであります。

同氏につきましては、今さら申し述べるまでもなく、議員皆様も既に御承知のとおりでございます。平成26年5月から教育委員として御活躍いただいております。本市の教育行政に対し、これまでの経験と実績を発揮していただくため、引き続き教育委員として議会の御同意をお願いする次第であります。

なお、任期は、平成30年5月1日から平成34年4月30日までの4年間となっております。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、これから採決します。

同意第1号、対馬市教育委員会委員の任命について同意を求める件は、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。同意第1号は同意することに決定しました。

---

### 日程第29. 諮問第1号

○議長（小川 廣康君） 日程第29、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） ただいま議題となりました諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、その提案理由を御説明いたします。

今回、御提案いたします委員につきましては、現任の薄本利夫氏の任期が本年6月30日をもって任期満了となりますので、後任として、平山年春氏を委員に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の御意見をお願いするものであります。

平山年春氏は、美津島町雑知にお住まいで、昭和49年4月から平成28年3月まで、対馬総町村組合消防本部及び対馬市消防本部に勤務されておりました。消防本部での業務は、災害弱者の安全・安心につながる予防業務を担当しており、子供から高齢者まで幅広い方々に対し御指導された経験があり、人権擁護委員として適任であると思われまます。また、平山氏は社会の実情に精通され、人格、見識とも申し分なく、人権擁護委員としてふさわしい方でありまます。どうぞ、よろしく御願ひ申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思ひまます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

諮問第1号は平山年春氏を適任とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。諮問第1号は平山年春氏を適任とすることに決定をいたしました。

---

○議長（小川 廣康君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでございました。

午後1時20分散会

---